

預金口座振替に関する契約書（あおぎん Web 会計サービス用）の変更点

「預金口座振替に関する契約書（あおぎん Web 会計サービス用）」について、下記 2 項目が変更となりますので、次のとおり読替をお願いいたします。また、契約書の再締結などのお手続は省略させていただきます。

ご不明な点がございましたら青森銀行ダイレクトチャネルセンター（E B サービスセンター）へおたずねください。

第 3 条（預金口座振替依頼書の受理等）

【現行】

1. 甲が預金口座振替依頼書（以下、「依頼書」という）を受理する場合の処理

- (1) 甲は預金者に対し、依頼書、預金口座振替払い等に関する届出書（以下、「届出書」という。）および預金口座振替登録依頼書（以下、「登録依頼書」という。）の提出を求める。
- (2) 甲は、預金者から提出を受けた依頼書、届出書および登録依頼書に、契約者番号等の必要事項を記入のうえ、振替日の 1 ヶ月前に乙の取りまとめ店へ提出する。
- (3) 乙は、甲から提出された依頼書、届出書および登録依頼書の記載事項を確認のうえ、依頼書および登録依頼書を受理し、届出書には確認印を押印のうえ甲に引き渡す。

ただし、依頼書、届出書および登録依頼書に印鑑相違、その他の不備事項があるときは、これを受理せずに速やかに甲に返戻する。

2. 乙が依頼書を受理する場合の処理

- (1) 乙の受付店は、預金者から依頼書、届出書および登録依頼書の提出を受け、これを承諾し依頼書を受理した場合は、届出書に確認印を押捺のうえ登録依頼書と共に乙の取りまとめ店に送付する。
- (2) 乙の取りまとめ店は、甲に対し、届出書および登録依頼書を提出する。
- (3) 甲は、乙の取りまとめ店から提出を受けた届出書および登録依頼書に、契約者番号等の必要事項を記入のうえ、振替日の 1 ヶ月前までに乙の取りまとめ店へ提出する。
- (4) 乙の取りまとめ店は、甲から提出された届出書および登録依頼書の記載事項を確認のうえ登録依頼書を受理し、届出書は甲に引き渡す。

ただし、届出書および登録依頼書に不備事項があるときは、これを受理せずに速やかに甲に返戻する。



専用帳票から預金口座振替依頼書に様式が変更となるため、文言を変更する。

【変更後】

1. 甲が預金口座振替依頼書（以下「依頼書」という）を受理する場合の処理

甲が預金者から依頼書の提出を受けた場合は、甲は乙に依頼書を送付し、乙は甲から送付された依頼書について、記載事項を確認のうえこれを受理する。

ただし、依頼書に印鑑相違、その他不備事項があるときは、これを受理せず速やかに甲に返戻する。

2. 乙が依頼書を受理する場合の処理

乙は、預金者から口座振替の依頼を受け、これを承諾し依頼書を受理した場合は、預金口座振替届出書（以下「届出書」という）に確認印を押捺のうえ、乙の取りまとめ店を通じて甲へ送付する。

第 6 条（登録内容変更）【標準型のご契約者さまのみ】

【現行】

甲は、甲または預金者の都合により振替方法等の登録内容の変更を行う場合は、Web 会計サービス登録内容変更連絡書（以下「変更連絡書」という。）を作成し、振替日の 2 ヶ月前までに乙の取りまとめ店に提出する。



登録内容の変更を契約者さまご自身の操作による変更とするため、第 6 条の内容を削除する。

【変更後】

削除